

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務 19

(児童相談業務における一時保護時の司法審査対応及び児童自立生活援助事業の改正に伴う帳票等の変更)

### 2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

### 3 隨意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### (2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で

改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課  
(電話番号: 06-6208-8045)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務 20（令和7年度税制改正対応）

### 2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

### 3 隨意契約理由

#### （1）選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### （2）選定理由

株式会社N T Tデータ関西（以下、「N T Tデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたN T Tデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第13条第1項c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

## 隨 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

福祉・介護の仕事の魅力発信動画の掲出業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社大阪メトロ アドエラ

### 3 隨意契約理由

少子高齢化に伴い生産年齢人口は急速に減少すると見込まれており、全産業的に人材確保が大きな課題となっているなか、福祉・介護現場の人手不足も例外ではなく、他の産業に比べても人材確保は非常に困難な状況となっており、将来の人材確保に向けて、多くの方に福祉・介護の仕事を知ってもらい、興味を持つてもらうとともにマイナスイメージの払拭していくことは非常に重要である。

「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」受賞作品を活用して制作した、15秒のデジタルサイネージ動画をOsaka Metro「梅田駅」「東梅田駅」「なんば駅」「天王寺駅」「谷町九丁目駅」のデジタルサイネージで放映することにより、多くの方に福祉・介護の仕事を知ってもらえる機会を創出する。

Osaka Metro「梅田駅」「東梅田駅」「なんば駅」「天王寺駅」「谷町九丁目駅」は、ビジネスや観光、周辺商業施設等の利用者など、多くの人が行き交う場所である。

当該デジタルサイネージへの掲出にあたっては、株式会社大阪メトロ アドエラが事前審査、許可など権限を有しており、掲出にあたっては同社を通じてのみ掲出することが可能であり、また、掲出枠の確保や事前審査など期間内に実施できる業者は上記事業者のみであることから、以上の理由により随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部地域福祉課 (06-6208-7954)

## 随意契約理由書

### 1 委託名称

生活保護費支給封筒現金封入事務及び配達業務委託（概算契約）

### 2 契約の相手方

NX キャッシュ・ロジスティクス株式会社

### 3 隨意契約理由

「令和7年度生活保護費支給封筒現金封入事務及び配達業務委託」について、令和7年9月16日に開札が行われたが、最低制限価格未満であったため不調となった。

至急、落札者の決定に向け再入札の手続きを行うが、業務開始までに公告等の期間を十分に確保した入札の執行が不可であり、当該業務が行われなかった場合、生活保護費が支給できない等、生活保護受給者へ多大な影響を与えることとなる。

よって、当案件は入札において落札者が決定しなかった場合であり、再入札によって契約の相手方が決定するまでの期間の業務を現行事業者に委託する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部保護課（電話番号 06-6208-8012）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

「調理」トレーニング（広域型）事業業務委託

### 2 契約の相手方

大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

### 3 随意契約理由

本市における男性の介護・介助が必要になった原因1位は「脳卒中」であり、予防には食生活を始めとする生活習慣病の改善が必要である。また、男性は通いの場への参加が少なく趣味のない方は、クラブ活動やサークルにも入りづらい状況である。

「調理する」「食べる」ことを通じた事業として、「調理」トレーニング教室を開催し、食や栄養に関する知識のほか、調理について学ぶ機会を提供するとともに、誰もが関わりのある食をツールとして、仲間づくりや、通いの場への参加にもつなげるため、調理経験が無いまたは少ない65歳から74歳の男性を主な対象に、調理に関するトレーニングを実施するものであり、安全でかつ、調理や食に関する知識の習得をめざすとともに、介護予防を始めてみる機会の提供につなげるものである。その性質上、高齢者の身体的特性等に関する知識やノウハウをはじめ、調理と介護予防の観点を踏まえてアプローチすることのできる能力を有する者がプログラムを提供する必要がある。

このため、幅広い知識と経験、専門性等を有する事業者のノウハウや構想力等に基づく企画・提案を受けて仕様を作成する方がより優れた成果を期待できるとともに、より効果的な事業の実施に繋げることができることから、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大阪ガスビジネスクリエイト株式会社が、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、同法人と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（介護予防推進グループ）

（電話番号：06-6208-9957）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 介護予防理解促進事業（介護予防広報プロモーション）業務委託（概算契約）

### 2 契約の相手方

株式会社 J R 西日本コミュニケーションズ

代表取締役社長 伊藤 義彦

### 3 随意契約理由

本市では、将来的な高齢者人口の大幅な増加や、要介護等認定率が大都市比較で最も高く、今後も要介護等認定者数の増加が見込まれる中、要介護等認定を受けていない高齢者のうち5割の方が地域の集まり等の介護予防活動等への参加意向がないこと等を踏まえ、令和7年度から3年間、介護予防の更なる推進として、強力かつ重点的なアプローチを行うこととしている。

本事業は、主に要介護認定を受けていない高齢者（特に65歳以上75歳未満の単独世帯の方）に対し、介護予防に関する基本情報について、幅広く広報・周知・啓発を行い、介護予防活動への取組み意欲を最大限に高めることを目的に実施するものである。

具体的には、一人でも多くの高齢者の介護予防に対する意識の変容を促し、介護予防活動への取組み意欲を最大限に高めるため、手に取って最後まで読んでもらえるような魅力的な紙媒体を新たに生み出すとともに、動画の制作その他事業者からの提案による効果的な広報事業を最大限に実施するものである。

そのため、本事業においては、紙媒体の内容やデザインの創意工夫、その他広報コンテンツ事業の遂行能力の観点から、高度で専門的な技術力はもちろん、芸術性や創造性についても強く求められ、その性質又は目的が価格競争による入札に適しないため、企画競争方式（プロポーザル方式）により優先交渉権者を決定した。

本事業では、「介護予防」、「広報」及び「デザイン」の各分野の有識者3名に選定委員として就任いただき、企画競争方式（プロポーザル方式）に係る選定会議を実施した結果、最も効果的な成果を生む提案を行った事業者として、株式会社 J R 西日本コミュニケーションズが優先交渉権者に選定されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該事業者と随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課（電話番号：06-6208-9957）

## 隨意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

## 2 契約の相手方

医療法人幸樹会 なかじま内科クリニック

## 3 隨意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。

（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 隨意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度大阪市国民健康保険特定保健指導業務（個別実施・通常分）（単価契約）

## 2 契約の相手方

アソート株式会社

## 3 隨意契約理由

本事業においては、特定健康診査において「基本的な健診」及び「詳細な健診」を行い、選定・階層化された結果、「保健指導を必要とする」という判定となった利用者に対し、生活習慣病を未然に防ぐため、3か月以上の指導（電話及び面接）を行っていくものである。

大阪府医師会に加入していない保健指導取扱機関について、業務を委託するうえで、利用可能な施設を広く開設することにより利用希望者の利便性の向上・利用機会の拡大のため、また、特定保健指導の実施単価については、診療報酬単価を基とした大阪府保険者協議会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。（大阪府医師会に加入している保健指導取扱機関については、「集合契約」という形で一括して契約済み。）

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市総合福祉システム改修業務 21  
(国保連異動生成ツールのシステム化について)

### 2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

### 3 随意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### (2) 選定理由

株式会社NTTデータ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で

改修する必要がある。N T Tデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務 23  
(被保護者調査にかかる統計機能の改修について)

### 2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

### 3 隨意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### (2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-7979）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度大阪市総合福祉システム改修業務 24  
(妊産婦・乳幼児健診及び産後ケア等副本登録にかかるシステム改修)

### 2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

### 3 隨意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### (2) 選定理由

株式会社 NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第13条第1項c（i）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務  
(医療助成システムにおける令和8年度適用税制改正対応 (令和7年度対応分))

### 2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

### 3 随意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築を、令和2年1月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

##### ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

##### エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

#### (2) 選定理由

国民健康保険等システムは株式会社N T Tデータ関西（以下「N T Tデータ関西」

という。)に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、 短期間に改修を行う必要がある。N T Tデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ N T Tデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

#### 4 根拠法令

政府調達に関する協定（W T O協定）第13条第1項c (i) 及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に基づく随意契約

#### 5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8246）

## 隨意契約理由書

## 1 案件名称

令和7年度大阪市国民健康保険特定健康診査業務委託（個別実施）（単価契約）

## 2 契約の相手方

天満橋たかはら内科・糖尿病内科クリニック

## 3 隨意契約理由

本事業においては、保健指導を必要とする者を的確に抽出するため、「基本的な健診」及び「詳細な健診」について、国から検査項目が取り決められており、抽出においては正確な検査数値を出すことが必要となる。

大阪府医師会との集合契約未締結の医療機関について、業務を委託するうえで、受診可能な施設を広く開設することにより受診希望者の利便性の向上・受診機会の拡大のため、また、特定健康診査における検査費用の積算については、診療報酬単価を基とした大阪府市町村会と一般社団法人大阪府医師会との契約単価に併せていていることから、入札等による価格競争には適さず、「当該業務の履行が可能な業者が特定される業務」であることから、公募による手上げ方式の結果、仕様上必要となる基準や体制が担保された、上記契約の相手方と特名随意契約を行う。

（大阪府医師会に加入している医療機関については「集合契約」という形で一括して契約済み。）

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

福祉局生活福祉部保険年金課保健事業グループ（06-6208-9876）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市総合福祉システム改修業務 22（保育料金額表にかかる改修）

### 2 契約の相手方

株式会社 NTT データ関西

### 3 隨意契約理由

#### （1）選定にあたっての考え方

総合福祉システム（生活保護システム・福祉五法システム）（以下「総合福祉システム」という。）は、平成15年4月に生活保護システムが、平成17年12月に福祉五法システムが順次稼働し、平成27年1月には再構築を行っており、その業務ソフトウェア改修業務や保守支援を委託において、次の考え方により業者を選定する。

##### ① 安定運用の確保

総合福祉システムは、市民生活に直結する福祉六法等事業全般をシステム化しており、制度運用上、欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

##### ② 効率的な仕様管理

大規模システムである総合福祉システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

##### ③ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には、早急に原因の見極めを行うことができ、対応方法の検討及び実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

##### ④ 的確で効率的な運用支援

総合福祉システムの詳細に関する問合せ対応や、データの調査を的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は、その作業が正確かつ速やかに行えること。

#### （2）選定理由

株式会社 NTT データ関西（以下、「NTTデータ関西」という。）は、総合福祉システムの稼働当初から開発に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に委託することが不可欠である。

##### ① 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきたNTTデータ関西でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

##### ② 効率的な仕様管理

福祉六法等事業は制度改正等が頻繁に実施され、総合福祉システムを短期間で改修する必要がある。NTTデータ関西は、稼働当初以降の仕様を細部まで熟知

し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。また、総合福祉システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムの開発・保守に携わっており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、国保等システム）との連携についてもその調整が容易である。

③ 障害発生時の迅速な対応

総合福祉システムの設計者であるN T Tデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が迅速かつ容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

④ 的確で効率的な運用支援

N T Tデータ関西は、前述のとおり総合福祉システムの仕様の細部や、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに対応できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8045）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和7年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務  
(保健衛生システムへのデータ連携機能新設対応)

### 2 契約の相手方

株式会社N T Tデータ関西

### 3 随意契約理由

#### (1) 選定にあたっての考え方

国民健康保険システム、医療助成システム、国民年金システム及び後期高齢者医療システム（以下「国民健康保険等システム」という。）は平成11年4月から順次稼働をし、平成29年1月より再構築を、令和2年1月にはサーバ機種更新を行った。その業務ソフトウェア改修作業や保守支援を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

#### ア 安定運用の確保

国民健康保険等システムは、国民健康保険、医療助成、国民年金、後期高齢者医療における業務で市民生活に直結した重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用を担保すること。

#### イ 効率的な仕様管理

相当大規模なシステムである国民健康保険等システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

#### ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、実施が速やかに行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ速やかに行えること。

#### エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が、的確かつ迅速にできること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかにそれができること。

## （2）選定理由

国民健康保険等システムは株式会社NTTデータ関西（以下「NTTデータ関西」という。）に開発を委託しており、稼働中のシステムに影響を与えることなく、短期間でシステム改修を正確に実施することができる唯一の業者であるとともに、本件業務は次の理由から同社に委託することが不可欠である。

ア 国民健康保険等システムは制度改正等が頻繁に実施され、短期間に改修を行う必要がある。NTTデータ関西は国民健康保険等システムの設計・開発を行っており、当初開発からの仕様の細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。そのため、機能追加や改修に際してもその調査・検討が迅速かつ効率的に実施することができる。また、問合せへの対応やデータの調査や修正にも的確かつ速やかに対応することが可能である。

イ 設計者であるNTTデータ関西は、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

ウ 制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、運用を行ってきた当該業者でなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

エ NTTデータ関西は、国民健康保険等システムと連携しているシステムのうち、税務事務システム以外の各システムを開発・保守しており、他システム（住基等事務システム、介護保険システム、総合福祉システム）との連携についてもその調整が容易である。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

### 5 担当部署

福祉局生活福祉部福祉システム課

（電話番号：06-6208-8246）